

## 建築物清掃における低入札価格調査制度の見直しについて

建築物清掃の競争入札において導入している低入札価格調査制度につきまして、ダンピング対策を強化するため、以下のように失格基準価格を導入する見直しを行います。

### <見直し内容>

- ・ 建築物清掃の委託契約において実施している低入札価格調査に**失格基準価格**（失格基準価格に満たない金額の入札を失格にするもの）を導入します。
- ・ 失格基準価格は、**調査基準価格に98%を乗じた額**とします。

### 【低入札価格調査基準の設定方法】

建築物清掃の委託契約

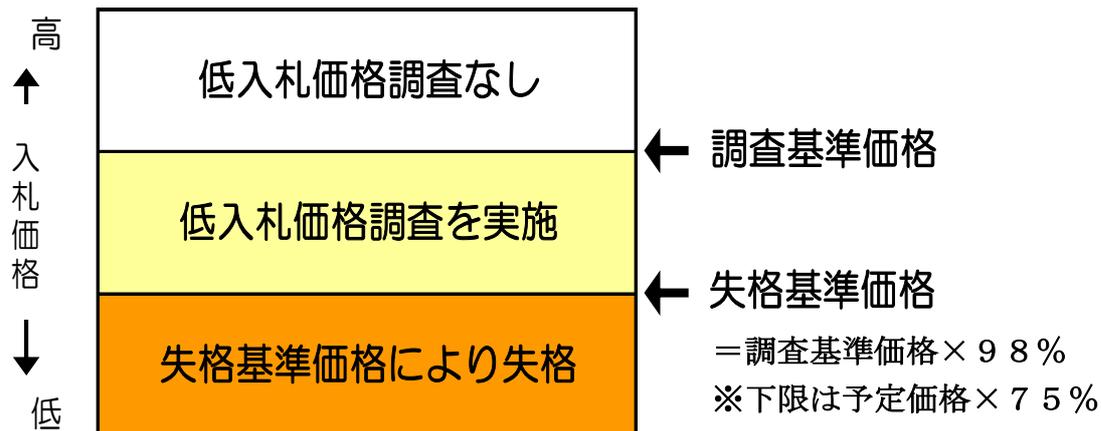
予定価格の75%～92%の範囲内で市長が定める金額

### 【低入札価格調査制度における失格基準価格】

対象の契約：以下の競争入札に付する契約のうち政府調達協定対象案件又は総合評価落札方式による案件

①工事請負契約

**②建築物清掃の委託契約**



### 【実施時期】

令和3年1月1日公告・指名分から実施します。